

1. 議事日程（第23日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第 4号 上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- (2) 議案第 5号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第35号 財産の取得について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

- (1) 議案第 6号 上天草市税特別措置条例及び上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第34号 市道路線の認定について

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第 7号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 8号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 9号 上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第10号 上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第11号 上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第12号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第16号）
- (2) 議案第13号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- (3) 議案第14号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）
- (4) 議案第15号 令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）

- (5) 議案第16号 令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算(第3号)
- (6) 議案第17号 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第3号)
- (7) 議案第18号 令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- (8) 議案第19号 令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算(第3号)
- (9) 議案第20号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第5号)
- (10) 議案第21号 令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算(第3号)
- (11) 議案第22号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第4号)
- (12) 議案第23号 令和3年度上天草市一般会計予算
- (13) 議案第24号 令和3年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- (14) 議案第25号 令和3年度上天草市診療所特別会計予算
- (15) 議案第26号 令和3年度上天草市介護保険特別会計予算
- (16) 議案第27号 令和3年度上天草市斎場特別会計予算
- (17) 議案第28号 令和3年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- (18) 議案第29号 令和3年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- (19) 議案第30号 令和3年度上天草市電気事業特別会計予算
- (20) 議案第31号 令和3年度上天草市水道事業会計予算
- (21) 議案第32号 令和3年度上天草市下水道事業会計予算
- (22) 議案第33号 令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算

日程第 5 発議第 1号 上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 発議第 2号 上天草市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 園田 一博		
1番 木下 文宣	2番 何川 誠	3番 嶋元 秀司
4番 田中 辰夫	5番 何川 雅彦	6番 宮下 昌子
7番 高橋 健	8番 小西 涼司	9番 新宅 靖司
10番 田中 万里	11番 北垣 潮	12番 島田 光久
13番 津留 和子	14番 桑原 千知	15番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	高倉 利孝	総 務 部 長	宇藤 竜一
企 画 政 策 部 長	花房 博	市 民 生 活 部 長	水野 博之
建 設 部 長	小西 裕彰	経 済 振 興 部 長	山本 一洋
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	教 育 部 長	山下 正
上天草総合病院事務部長	森 千壽	水 道 局 長	桑原 成明

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
主 幹	倉橋 大樹		

開議 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

本日、未曾有の被害をもたらした東日本大震災発生から10年となりました。震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。皆さん、御起立をお願いします。黙祷。

○議長(園田 一博君) お直りください。

○議長(園田 一博君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(島田 光久君) おはようございます。

本会議に先立ちまして、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告を申し上げます。

追加議案は、発議2件です。発議第1号、上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例及び発議第2号、上天草市議会会議規則の一部を改正する規則は、慎重に審査しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略し、審議、表決することに決定いたしました。

皆様の賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長(園田 一博君) お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

日程第 1 総務常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第4号、上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について、ほか2件を議題といたします。総務常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、3月4日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議案第4号、上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、委員から、コロナ禍による影響を理由に、県内の他の自治体で同じように特別職の給与等の削減を行った自治体はあるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、荒尾市と八代市の2市が給与等の削減を行っている。荒尾市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域経済や市民生活に影響が及んだとして、市長及び副市長の令和2年6月期分の期末手当を50%削減する特例条例を制定しました。また、八代市は、コロナ禍に加え、令和2年7月豪雨からの復興復旧に多額の費用が要するなど、厳しい財政状況であることから、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、令和3年度から、市長、副市長及び教育長の給与給料並びに議員報酬を引き下げる予定であると答弁がありました。また、委員から、執行機関の責任者として、市長の思いは理解できる。しかし、給与等の減額はデリケートな問題であり、議員報酬や職員の給与にも議論が波及するため、今後、同様の措置を講じる場合は、慎重に判断をいただきたいと意見がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号、財産の取得についてでございますが、委員から、指名競争入札では何社を指名したのか。また、落札率はと質疑がありました。これに対し、執行部から、11社を指名した。落札率は75.1%であったと答弁がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会でも審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同いただき

ますようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

これから、総務常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第4号、上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第5号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第35号、財産の取得についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第6号、上天草市税特別措置条例及び上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件を議題といたします。

経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 経済建設常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、経済建設常任委員会に付託されました案件について、3月2日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第6号、上天草市税特別措置条例及び上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号、市道路線の認定についてでございますが、委員から、国道を市道として引き継ぐものであるが、熊本県からどのような形で引き継ぐのかと質疑があり、執行部から、熊本県と旧道引継ぎに関する覚書を締結しており、道路側溝や舗装整備などの整備を終えた上で引き継ぐと答弁がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、経済建設常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま、委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第6号、上天草市税特別措置条例及び上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第34号、市道路線の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第7号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ほか6件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、3月3日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第7号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、この条例が制定されることで、市内のサービスは、これまでとどう変わるのか。また、事業者は、何らかの対応が必要となるのかと質疑があり、執行部から、今回の改正は、業務継続に向けた取組の強化や、高齢者虐待防止の推進等を通じて、入居者に対してより適切なサービスを提供するためのものとなっている。部分的に、事業者の対応が必要なこともあるが、基準を緩和する等により、全体として事業者が運営しやすい内容と考えると答弁がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第10号、上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号、上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、今回の改正は制度を利用しやすくするためとのことだが、どのような点が利用しにくかったのか。また、今後、どのような周知方法を考えているのかと質疑があり、執行部から、改正前は、上天草市の奨学金のみが対象だったため、対象者の数自体が少なく、申請実績もなかった。今回対象となる奨学金の範囲を広げることで、対象者が多くなり、利用しやすくなると考えている。引き続き、ホームページや市の広報を活用した周知を行うとともに、パンフレットを持って大学の学生課を訪問する等で制度の周知を図っていきたいと答弁がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、なぜ、追加議案となったのか。また、令和3年度の介護保険特別会計予算は、今回の条例改正が反映されているのかと質疑があり、執行部から、介護保険給付の伸びが昨年度から顕著となり、今年度以降、推計額を大きく上回っている状況であった。そこで、8期においては、より精度の高い保険料の算定を目指し、可能な限り直近の状況を反映させた結果、時間を要してしまった。新年度の予算には、今回の条例改正の金額は反映させておらず、概算の金額となっている。条例が改正された場合、今後の補正予算で対応していくことになることになると答弁がありました。

このような審査を経まして、起立採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、文教厚生常任委員会に付託しました案件について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第37号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例について、

反対の立場から討論をいたします。

この議案は、第8期介護保険事業計画に基づき、保険料の基準額を、第7期の5,800円から5,960円に月額160円引き上げるものです。一般質問でも取上げましたが、市民の皆さんが1番負担に思っているのが介護保険料です。今の保険料でも負担が重いと感じておられます。これ以上引き上げるべきではありません。

今回の改定で、所得段階別全ての階層で上げられます。生活保護受給者や世帯全員が非課税世帯にも及んでいます。介護保険制度が始まって以来、第4期以外は全て引上げとなり、今では、高過ぎる保険料となっています。少ない年金から問答無用で天引きされ、年金から天引きされない普通徴収での徴収率は93%です。約7%の人が保険料を払うことが出来ません。ましてや、このコロナ禍において経済状況が厳しい今、これ以上の負担を市民に押しつけるべきではありません。だからこそ、今回引き下げる自治体も出てきています。

高齢化で、介護サービスの受給者の増加、そして、支える世代の減少を理由に、保険料の引下げは困難だということですが、これまでその困難な理由を取り除く努力をしてこられたのでしょうか。保険料を引き下げるためには、担当課だけでなく、県下14市の中でも最も低い検診受診率の向上、予防運動の推進、若者流出を止めるなど、そこに関わる全ての課において考えていただきたい。コロナ禍の今だからこそ、国や行政の役割を果たすべきときです。市民に対して、これ以上の負担増を行うべきではありません。

よって、この条例改正議案には反対します。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第37号に賛成者の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 次に、議案第37号に反対者の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで、討論を終わります。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第7号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第8号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案

に対する委員長報告は可決です。

議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第9号、上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第10号、上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第11号、上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第36号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第37号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 予算決算常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第12号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第16号）ほか、21件を議題といたします。

予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について、報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（田中 万里君） 予算決算常任委員長報告。

予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました案件について、去る3月9日に予算決算常任委員会を開き、内容について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第12号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第16号）についてですが、各分科会会長から、次のような審査内容が報告されました。新型コロナウイルス感染症関連離職者等雇用対策事業について、委員から、会計年度任用職員報酬が大幅な減額となっているが、理由は何かと質疑があり、執行部から、当初は11人の採用を予定していたが、実績は5人であった。ハローワークを通じての周知や防災行政無線での呼びかけ、ホームページの掲載により募集を行ったが、申込みが少なかったと答弁がありました。

次に、香港リーガルウェディングプロモーション業務委託料について、委員から、コロナ禍で現地に行かずとも、通信技術を活用したプロモーションが可能と考えるが、業務内容の変更は考えなかったかと質疑があり、執行部から、香港への渡航制限解除の時期をにらみながら、当初の計画どおりインフルエンサーを招致し、現地目線でPR素材を作成することが最大の効果を得るものと考えて準備していたが、渡航制限の解除が実施されなかったため、実施を断念したと答弁がありました。

次に、上天草市介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び上天草市介護施設開設準備経費助成事業補助金について、委員から、大きな減額補正となっているが、補助金の活用促進について、何らかの働きかけは行ったかと質疑があり、執行部から、ホームページを使った周知に加え、対象事業者にパンフレット配布や説明を行い、補助金の内容を理解してもらえるよう取り組んだが、昨年度に続き、補助金申請がなかった。今後は、事業者から意見を聞き、活用しやすい制度となるよう、必要に応じて国や県等に働きかけていきたいと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案15号、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでご

ざいますが、地域支援事業費のランチ活動委託料について、委員から、相談業務の人件費減額だが、事業実施に支障はなかったのか。人材不足が課題とのことだが、事業の活用促進のためにも、新たな発想で課題解決に取り組むべきではないかと質疑があり、執行部から、委託料の人件費として1人分を積算していたが、人材不足により、実際は0.5人で対応することとなった。どうか相談体制は確保されており、事業への支障はないと判断している。しかし、今後も、人材不足が課題であり、介護業界だけでなく、人口減少を含めた市全体の問題として取り組んでいくことが必要と考えていると答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第17号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）についてですが、天草四郎の生誕地イメージ発信業務について、委員から、コロナ禍でシンポジウムは中止されたが、別な方法は検討されなかったのかと質疑があり、執行部から、イメージ動画の配信や企画展は実施した。一方、シンポジウムは、来客者による経済効果を期待してのイベントであったので、効果が薄れること等に鑑み、中止したと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第23号、令和3年度上天草市一般会計補正予算についてですが、防犯カメラ設置補助金について、委員から、補助金交付要綱の策定の有無と補助対象者は誰なのか。また、制度の内容はと質疑があり、執行部から、防犯カメラ設置補助金交付要綱案を作成しており、補助対象者については、自主防災組織としている。また、防犯カメラ1基当たり10万円を上限額とし、設置に係る費用の2分の1を補助するものであり、1組織当たり年間2基までの設置可能であると答弁がありました。

次に、空き家利活用促進事業補助金について、委員から、1件当たりの補助額はと質疑があり、執行部から、1件当たり10万円で、令和3年度は対象となる物件を5件と見込んでいると答弁がありました。

次に、証明書等コンビニ交付サービス事業について、委員から、コンビニ交付証明発行事務委託手数料が計上されているが、発行枚数に応じて支払うのかと質疑があり、執行部から、発行手数料として1件当たり117円を支払うと答弁がありました。

次に、上天草市マッチング機会創出業務について、委員から、令和2年度の事業実績を踏まえ、令和3年度はどのような事業を実施するのかと質疑があり、執行部から、令和2年度は、飲食店フェアを2回、オンライン商談会と物産展を1回実施し、1月末現在の実績で32件の新規取引先を開拓した。令和3年度も同様の取組を行い、販路拡大につなげていきたいと答弁がありました。

次に、住宅リフォーム事業について、委員から、これまで申請受付順に交付決定されていたが、令和3年度は、どのような方法で交付決定されるのかと質疑があり、執行部から、令和3年度は、募集期間を2週間程度確保し、予算に達した場合は抽せんを行う。予算に達しなかった場合は、再募集したいと考えていると答弁がありました。

次に、スパ・タラソ天草の備品購入費について、委員から、毎年、指定管理料を含め多額の予算が必要だが、今回、備品購入費を計上した経緯はと質疑があり、執行部から、アトラクションポンプは、タラソプールに水流を起こすもので、合計28台あるポンプを毎年計画的に更新しており、3台分を計上した。送迎車は、施設利用者の利便性向上のため使用している10人乗り車両の劣化が激しいことから、令和3年度で更新するものであると答弁がありました。

次に、図書館費の会計年度任用職員図書館公民館指導員報酬について、委員から、この会計年度任用職員は、令和3年度からの新規任用かと質疑があり、執行部から、令和2年度までは、中央公民館館長兼図書館館長を任用していたが、次年度からは、社会教育課長が中央公民館館長及び図書館館長を兼務することで調整しており、今まで館長が行っていた事業の管理や運営全般に関わる調整等の業務を担う指導員を会計年度任用職員として採用するものであると答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第24号、令和3年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてですが、健康診査費の健康ポイントの事業報償費について、委員から、これまでの実績は、どう評価し、次年度にどう生かすかとの質疑があり、執行部から、1年目の周知不足を反省し、本年度はさらなる周知徹底を図る予定だったが、対象者にスタンプ台紙を送付し、診察会場で事業の説明を実施する等の対応にとどまった。検診会場で事業説明を実施する等の対応にとどまった。次年度は、社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動を活用した周知や健康ポイント事業への申請勧奨等に取り組んでいきたいと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第26号、令和3年度上天草市介護保険特別会計予算についてですが、包括的支援新規4事業のコーディネーターの委託料について、委員から、生活支援コーディネーターは、高齢者の社会参加や介護予防の体制づくりを目指し、地域の方と話し合いを行う等に取り組まれているが、十分な成果が出せていない。今後の対応はと質疑があり、執行部から、コーディネーターは、本人が体制づくりを行うのではなく、地域の方々が事情や課題に応じた体制づくりに取り組むときのサポート役である。コーディネーターの役割、事業目的、手法等が伝わりにくいことは認識しており、今後、事業について十分な理解を深めていただいた上で話し合いを進めていくと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第27号、令和3年度上天草市斎場特別会計予算についてですが、斎場管理委託料について、委員から、現在、斎場に勤務している作業員はどうなるのか。また、福利厚生費も委託料に含まれているのかと質疑があり、執行部から、委託業者からは、現在の作業員を優先的に雇用する計画が示されている。また、作業員の福利厚生費は、委託料の中に積算し、計上していると答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第31号、令和3年度上天草市水道事業会計予算についてですが、湯島地区水道費の熊本県簡易水道協会負担金について、委員から、既に、湯島の簡易水道は上水道と統合しているが、熊本県簡易水道協会負担金が計上されている。その理由はと質疑があり、執行部から、簡易水道は統合したが、継続事業の工事が残されていることから、事業完了まで協会への加入が必要となると答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第13号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）ほか13件についてですが、慎重に審査をしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。なお、予算決算常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、予算決算常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

○議長（園田 一博君） 議案第12号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第16号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第13号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第14号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第15号、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第16号、令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第17号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第18号、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第19号、令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長報告の

とおりの可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第20号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第21号、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第22号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第23号、令和3年度上天草市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第24号、令和3年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第25号、令和3年度上天草市診療所特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第26号、令和3年度上天草市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第27号、令和3年度上天草市斎場特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第28号、令和3年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第29号、令和3年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第30号、令和3年度上天草市電気事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第31号、令和3年度上天草市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第32号、令和3年度上天草市下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第33号、令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 発議第 1号 上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第5、発議第1号、上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、島田光久君。

○議会運営委員長（島田 光久君） 発議第1号、上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例を、上天草市議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであり、提出者は、議会運営委員長、島田光久です。

改正の主な内容は、第15条の2において、委員会の開催方法の特例を追加し、重大な感染症の蔓延、または、大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員長は、オンラインによって委員会を開催することができるなどとして

おります。

そのほか、第16条、定足数、第17条、表決等において、オンライン委員会の場合の委員等の取扱いを追加しております。

提案の理由としましては、災害の発生等の非常事態を想定をし、委員会の開催方法の特例を設けるため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

令和3年3月11日、上天草市議会議長、園田一博様。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本案について、質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、発議第1号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 発議第 2号 上天草市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第6、発議第2号、上天草市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、島田光久君。

○議会運営委員長（島田 光久君） 発議第2号、上天草市議会会議規則の一部を改正する規定を上天草市議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであり、提出者は、議会運営委員長、島田光久です。

まず、オンラインに係る改正について説明いたします。

第91条第1項において、上天草市議会委員会条例第15条の2第2項の許可を得た委員が、同項に規定するオンライン出席をすることが出来ないときを含むとして、オンライン委員会の取扱いを追加しており、第94条定足数に関する措置、第129条不在委員等においてもオンラインの場合の取扱いを追加しております。

次に、女性を初めとする多様な人材の市議会への参画促進に係る改正について説明します。

第2条第1項で会議の欠席事由を、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由と具体的に明記するよう改正を行い、同条第2項で出産のために出席出来ない期間について、出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合にあっては、14週間の前から当該出産の日後の8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして産前産後期間に配慮した範囲を明示し、あわせて、第91条において、委員会の欠席についても同様の取扱いを行うよう改正を行っております。

次に、行政手続等において、押印を廃止する政府の政策動向を踏まえた市議会に対する請願書の記載事項見直しに係る改正について説明をいたします。

第139条第1項で請願者が請願書を提出する際の要件として、請願者の住所及び氏名を記載をし、請願者は押印をしなければならないとされていたものを、請願者の住所を記載をし、請願者が署名、または、記名、押印をしなければならないと改め、また、あわせて法人の記載事項等についての改正を行っております。

提案の理由としましては、災害の発生等の非常事態を想定をし、委員会の開催方法の特例を設ける等のため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

令和3年3月11日、上天草市議会議長、園田一博様。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本案について、質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、発議第2号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（園田 一博君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

御手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査及び付託事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（園田 一博君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これもちまして、令和3年第2回上天草市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時23分